

## 周南市印刷物等広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市有料広告掲載取扱要綱（平成18年2月2日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本市が発行する印刷物、刊行物又は所有する物品等（以下「印刷物等」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載に係る印刷物等)

第2条 広告掲載を行う印刷物等及び当該印刷物等に係る広告物の位置、枠数等は、印刷物等の目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載の方法は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 市長が広告主又は広告代理店から広告掲載料を得て、広告主又は広告代理店が作成した版下原稿を印刷物等に印刷する方法
- (2) 広告主又は広告代理店が広告を掲載した印刷物等を無償で市長に納入する方法
- (3) その他市長が必要と認める方法

(広告掲載の申込み)

第4条 要綱第8条第3項の広告掲載申込書の様式は、周南市印刷物等広告掲載申込書(別記第1号様式)による。

(広告掲載の決定等)

第5条 要綱第9条第3項の広告掲載可否決定通知書の様式は、周南市印刷物等広告掲載通知書(別記第2号様式)による。

- 2 市長は、広告掲載に係る決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等が要綱に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主又は広告代理店に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載期間等)

第6条 第3条第1号による広告の掲載期間は、印刷物等の種類を勘案し市長が定める。

- 2 第3条第2号による印刷物等の納入期間は、1年を限度として広告主又は広告代理店と契約を結ぶものとする。

3 前項による契約の更新は妨げないものとする。

(広告原稿の作成及び経費負担)

第7条 広告物の版下原稿は、広告主が経費を負担するものとし、広告主又は広告代理店は、市長の指示する仕様に従って作成し、市長に提出するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、広告掲載を行う印刷物等の種類、作成数、配布先、配布形態、サイズ、色数、作成経費等を総合的に勘案し、市長が定めるものとする。

(広告掲載料等の納入)

第9条 広告主又は広告代理店は、広告掲載料又は広告を掲載した印刷物等を市長の指定する期日までに、納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主又は広告代理店の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主又は広告代理店の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。

3 月の途中で掲載することができなくなった場合における前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

5 第3条第2号による印刷物等については、前各項を準用し、その相当額を返還するものとする。ただし、印刷物等の相当額については広告主又は広告代理店と協議のうえ定める。

(広告掲載の取消し)

第11条 要綱第14条第3項の掲載決定取消通知書の様式は、周南市印刷物等広告掲載決定取消通知書(別記第3号様式)による。

(広告内容の責任)

第12条 広告主又は広告代理店は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

- 2 広告主又は広告代理店は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主又は広告代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任と負担において解決しなければならない。
- 4 広告主又は広告代理店は、第4条の規定により決定を受けた市印刷物等の広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

周南市印刷物等広告掲載申込書

年 月 日

（あて先） 周南市長

申込者 住所  
名称  
代表者名 印  
電話番号  
FAX番号

下記のとおり周南市印刷物等への広告の掲載を申し込みます。

記

掲載希望期間	年 月 日から 箇月
広告主名称 （代表者名）	
所在地	
業 種	
内 容	
添付書類	（会社案内パンフレット等）
原稿種別	
《備考》	受 付

別記第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

周南市長

印

周南市印刷物等広告掲載通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載期間 年 月 日から 箇月

2 広告主名称

3 決定内容

掲載する

掲載しない

●掲載しない場合の理由

①広告内容

②その理由

4 掲載条件

周南市有料広告掲載取扱要綱及び周南市印刷物等広告掲載取扱要領に従うこと。

別記第3号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

周南市長

印

周南市印刷物等広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定した広告の掲載について、下記のとおり取消しますので通知します。

記

取消理由